

2020年4月入学の外国人留学生の皆さんへ

### 新型コロナウイルスへの対応について（第3報）

#### 1. 本学の対応方針について

本学では、新型コロナウイルスについて、「【在学生・教職員向け】新型コロナウイルスに対する本学の方針について」に基づき対応しています。

方針の内容やその他の通知については、下記 URL と KULASIS から最新のものをご確認ください。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/>

また、令和2年度前期の授業については、KULASIS 掲載の「令和2年度 授業の実施の変更について」の通知のとおり、原則として5月7日（木）に開始しますが、各学部・研究科等の一部の学部専門科目及び大学院専門科目については、その必要性を考慮して、例外的に5月6日（水）以前に授業を開始することがありますので、その詳細については、各学部・研究科等から連絡します。なお、今後の感染状況によっては、授業開始日をさらに遅くする可能性もあります。

感染予防及び拡大防止のため、上記 URL に掲載されている下記文書もご覧ください。

※「新型コロナウイルス感染拡大の下での授業の実施について」（2020年3月26日）

※「新型コロナウイルス感染症の予防のために」（2020年3月31日）

#### 2. 渡日が遅れる場合

日本国政府の水際対策強化措置により、全ての海外の地域・国が入国拒否の対象地域あるいは査証の制限等の対象となっています。日本入国が難しくなりますので、法務省や外務省のHPから最新の情報をご確認ください。渡日が遅れる学生には履修上の配慮が行われますので、速やかに入学学部・研究科の教務担当掛へ相談してください。（大学間学生交流協定に基づく交換留学生については、国際教育交流課にご連絡ください。）

※法務省：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

※外務省：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化：査証の制限等について

（2020年3月6日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005119.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005119.html)

（3月18日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page6\\_000379.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page6_000379.html)

（3月20日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005124.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005124.html)

（3月27日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001963.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001963.html)

（4月1日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005134.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005134.html)

#### 3. 外国からの帰国・入国後

○日本政府による水際対策強化措置により、渡航者（日本人を含む）が海外から入国した場合は、検疫所長の指定する場所（自宅等）での2週間の待機と、公共交通機関（タクシー、乗り合いバス等含む。マイカーまたはレンタカーのみ利用可。）の不使用が要請されます。これらの交通手段が確保できない場合は、空港付近で2週間待

機することが要請されますので、入国前に入国後2週間の滞在先（宿泊施設）の確保をお願いします。

※ 厚生労働省：水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

○また、本学では、上記1の本学方針に基づき、全世界の地域・国から帰国・入国する場合、帰国・入国後2週間は、入念な体調の観察と、やむを得ない場合以外は自宅に滞在（自宅学習等）することをお願いしています。

○海外からの帰国・入国後2週間の経過措置対象の学生には履修上の配慮が行われますので、速やかに入学学部・研究科の教務担当掛へ相談してください。（大学間学生交流協定に基づく交換留学生については、国際教育交流課にご連絡ください。）

京都大学 教育推進・学生支援部  
国際教育交流課